別紙

諮問第１２５３号

答　　申

１　審査会の結論

本件部分開示決定及び本件開示決定は、いずれも妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日～〇月〇日に〇〇病院に入院したとき、〇〇病院から東京都に提出された書類、私が東京都に提出した退院請求書と結果のわかる書類」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和７年１月10日付けで行った本件部分開示決定及び本件開示決定について、その取消しを求めるというものである。

３　審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定及び本件開示決定は、法に基づき適正に実施されており、違法又は不当な点はない。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求については、令和７年11月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和８年４月２日に実施機関から理由説明書を、同年５月19日に審査請求人から意見書を収受し、同年７月17日（第264回第二部会）及び同年９月25日（第265回第二部会）の２回、審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具

体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）33条１項は、精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために同法20条の規定による本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたものについて、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、その者を入院させること（以下「医療保護入院」という。）ができる旨を規定する。

精神科病院の管理者は、医療保護入院措置を採ったときは、その者の症状等を当該入院について同意をした者の同意書を添え、都道府県知事（以下「知事」という。）に届け出なければならないとされている（精神保健福祉法33条９項）。

また、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、知事に対し、その者を退院させることを命じること等を求めることができ（精神保健福祉法38条の４）、知事は、上記の退院等の請求を受けたときは、当該請求の内容を同法12条の精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか等に関し審査を求めなければならないとされている（精神保健福祉法38条の５第１項）。そして、審査を求められた精神医療審査会は、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか等に関し審査を行い、その結果を知事に通知しなければならず（同条２項）、知事は、退院等の請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならないとされている（同条６項）。

イ　本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、病院管理者が実施機関に提出した審査請求人に係る「医療保護入院者の入院届」（以下「入院届」という。）に記載されている情報（以下「本件対象保有個人情報１」という。）、審査請求人が実施機関に提出した「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の４の規定による退院等請求書兼意見書」に記載されている情報（以下「本件対象保

有個人情報２」という。）及び「令和〇年度退院等の請求の取り下げ及び事由消失一覧表」に記載されている審査請求人に関する情報（以下「本件対象保有個人情報３」という。）を特定した。

なお、本件対象保有個人情報３は、東京都精神医療審査会会長が実施機関宛てに発出した審査結果報告の一部である。

ウ　本件部分開示決定の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報１について、別表に掲げる本件不開示情報１から12までを不開示とする本件部分開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求める旨主張していることから、以下、本件不開示情報１から12までの不開示妥当性について検討する。

（ア）本件不開示情報１について

本件不開示情報１は、その内容から、開示することにより、偽造等による犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、法78条１項５号に該当し、不開示が妥当である。

（イ）本件不開示情報２、３及び５から９までについて

実施機関は、本件不開示情報２、３及び５から９までを不開示とした理由について、医療保護入院の性質に照らし、入院者本人への開示を前提として入院届を作成しなければならないとなると、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど、消極化、形骸化するおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報２、３及び５から９までには、医療保護入院の必要があるかどうかを医学的に判断するために必要な情報や、精神保健指定医が専門的見地から医療保護入院の要否を判断した内容が記載されていることが確認された。

そうすると、これらの情報を開示することとなると、精神保健指定医が本人の感情や反応を考慮して、その所見等を入院届に率直かつ詳細に記載することを躊躇し、入院届の記載内容が簡略化又は形骸化することにより、実施機関に

おいて精神障害者の状態等の把握が困難となり、その結果、実施機関における医療保護入院に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報２、３及び５から９までは、法78条１項７号に該当し、不開示が妥当である。

（ウ）本件不開示情報４及び11について

本件不開示情報４及び11は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、法78条１項２号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

（エ）本件不開示情報10について

本件不開示情報10を開示することとなると、上記（イ）のとおり、精神保健指定医が本人の感情や反応を考慮して、その所見等を入院届に率直かつ詳細に記載することを躊躇し、入院届の記載内容が簡略化又は形骸化することにより、実施機関において精神障害者の状態等の把握が困難となり、その結果、実施機関における医療保護入院に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報10は、法78条１項７号に該当し、同項２号該当性を判断するまでもなく不開示が妥当である。

（オ）本件不開示情報12について

実施機関は、本件不開示情報12を不開示とした理由について、医療保護入院の性質に照らし、入院者本人への開示が前提となると、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど、消極化、形骸化するおそれがある旨説明する。

また、審査会が事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、東京都精神医療審査会における個別事案の審査結果を契機として実施機関による精神科病院への指導権限の行使を図ることが適切と思われる事案等について、同審査会意見の記載が消極化、形骸化することで、実施機関と同審査会との連携が困難となり、

精神保健福祉法の機能及び効果の一部が十分に発揮されない事態が生じることも懸念される旨説明する。

以上の実施機関の説明を踏まえて検討するに、本件不開示情報12を開示することとなると、同審査会が本人の感情や反応を考慮して、その意見を率直かつ詳細に記載することを躊躇し、記載内容が簡略化又は形骸化するおそれがあり、その結果、実施機関における医療保護入院に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報12は、法78条１項７号に該当し、不開示が妥当である。

エ　本件開示決定の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報２及び３を特定し、その全部を開示する本件開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、開示請求した保有個人情報のうち、「結果通知」が届かないと主張し、保有個人情報の追加特定を求めていると解されることから、以下、本件開示決定の妥当性について検討する。

（ア）本件対象保有個人情報２及び３の特定の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報２及び３の特定の妥当性について、以下のとおり説明する。

本件開示請求のうち、「私が東京都に提出した退院請求書」として本件対象保有個人情報２を、「結果のわかる書類」として本件対象保有個人情報３をそれぞれ特定し、その全部を開示した。審査請求人は退院請求の結果通知が届かない旨主張しているが、審査請求人の退院に伴い、精神保健福祉法38条の４の規定による退院等の請求の受理に引き続いて想定されていた意見聴取等の手続が全て中止され、同法38条の５の規定による退院等の請求に係る入院の必要性に関する東京都精神医療審査会の審査を完了するには至らなかった。このため、同審査会の審査の結果の通知及び実施機関から審査請求人宛ての通知は存在しておらず、「退院請求の結果のわかる書類」の対象保有個人情報は、本件対象保有個人情報３となる。

以上を踏まえて検討すると、本件対象保有個人情報２及び３の特定に関する上

記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

（イ）本件開示決定の妥当性について

以上によれば、「審査請求人が東京都に提出した退院請求書と結果のわかる書類」について、実施機関において本件対象保有個人情報２及び３のほかに開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

したがって、本件開示請求について、実施機関が本件対象保有個人情報２及び３の全部を開示することを決定した本件開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

小泉　博嗣、荒木　理江、友岡　史仁、府川　繭子

別表　本件対象保有個人情報１

本件不開示情報		不開示の根拠規定
1	○○病院長の印影	法78条１項５号
2	「病名」欄の「１主たる精神障害」、「２従たる精神障害」及び「３身体合併症」	法78条１項７号
3	「生活歴及び現病歴」欄の記述	法78条１項７号
4	「生活歴及び現病歴」欄の「陳述者氏名」及び「続柄」	法78条１項２号
5	＜現在の精神症状＞欄	法78条１項７号
6	＜その他の重要な症状＞欄	法78条１項７号
7	＜問題行動等＞欄	法78条１項７号
8	＜現在の状態像＞欄	法78条１項７号
9	「医療保護入院の必要性」欄	法78条１項７号
10	「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄	法78条１項２号及び同項７号
11	「同意した家族等」欄	法78条１項２号
12	「審査会意見」欄	法78条１項７号